

大垣市分別収集計画

令和元年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は残余容量が残りわずかとなり厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、「大垣市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月策定）の内容を踏まえるものとする。

- ・ ごみの発生、排出抑制とリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 4R（リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル）の推進
- ・ 市民、事業者、行政の役割分担と協働の取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	2806.34 t	2803.35 t	2800.36 t	2797.37 t	2794.38 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握するとともに、廃棄物減量等推進審議会において慎重審議を行い市民の総意を結集して最小経費で最大の効果をあげる施策を推進する。

また、廃棄物減量等推進委員による容器包装廃棄物の4Rを推進する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会でのリサイクルの取組みや出前講座、ごみ処理施設見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋（マイバッグ）の持参を徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等を市民団体と協働で普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の売店での容器包装の抑制に努める。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

- ・ 集団回収事業の推進
自治会等の集団回収に奨励金を交付し、資源回収の積極的な取組みを推進する。
- ・ 事業所への協力依頼
事業活動に伴うごみの減量化と再資源化の推進と指導を強化する。
- ・ 拠点回収の実施
市民のライフスタイルの変化に対応するため、資源ごみの受け入れ体制の整備。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、大垣市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; width: 1em; height: 1em; border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 0.5em;"></div> <div style="display: inline-block; width: 1em; height: 1em; border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 0.5em;"></div> <div style="display: inline-block; width: 1em; height: 1em; border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-right: 0.5em;"></div> </div> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主としてダンボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（ボトル・カップ・トレイ）

※ 牛乳パック・ダンボール・その他紙製容器包装は、集団回収を基本とする。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	167.99t		167.81t		167.63t		167.45t		167.27t	
主としてアルミ製の容器	164.60t		164.42t		164.24t		164.07t		163.89t	
無色のガラス製容器	(合計) 409.92t		(合計) 409.48t		(合計) 409.05t		(合計) 408.61t		(合計) 408.17t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	409.92t		409.48t		409.05t		408.61t		408.17t	
茶色のガラス製容器	(合計) 323.19t		(合計) 322.84t		(合計) 322.50t		(合計) 322.15t		(合計) 321.81t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	323.19t		322.84t		322.50t		322.15t		321.81t	
その他のガラス製容器	(合計) 167.90t		(合計) 167.72t		(合計) 167.54t		(合計) 167.36t		(合計) 167.18t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	167.90t		167.72t		167.54t		167.36t		167.18t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	37.42t		37.38t		37.34t		37.30t		37.26t	
主として段ボール製の容器	688.76t		688.03t		687.29t		686.56t		685.82t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 360.41t		(合計) 360.03t		(合計) 359.64t		(合計) 359.26t		(合計) 358.87t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	346.91	13.50	346.53	13.50	346.14	13.50	345.76	13.50	345.37	13.50
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 486.16t		(合計) 485.64t		(合計) 485.12t		(合計) 484.60t		(合計) 484.09t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	482.41	3.75	481.89	3.75	481.37	3.75	480.85	3.75	480.34	3.75
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)								
	0		0		0		0		0	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定

方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は大垣市一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～平成37年度）を利用した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団収集が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	資源ごみ (カン)	委託による定期回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色ガラス製容器	資源ごみ (びん)	市による定期回収 委託による定期回収	民間業者
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	牛乳パック	公共施設拠点回収	市
			住民団体による集団回収、スーパー等拠点回収	民間業者
	段ボール	紙 類	公共施設拠点回収	市
	その他の紙製容器包装		住民団体による集団回収、古紙業者拠点回収	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託による定期回収	民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	スーパー等拠点回収	事業者の自主回収
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック容器包装類 (廃プラスチックボトル)	市による定期回収 委託による定期回収	市 事業者の自主回収

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現行の収集・処理体制とする。

なお、プラスチック製容器包装（ボトル・カップ・トレイ）の選別及び圧縮梱包拠点として、平成24年度からリサイクルセンターを稼働した。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ（カン）	ネット容器	パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源ごみ（びん）	プラスチック容器 （色別）	パッカー車	民間業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容 器				
ペットボトル	ペットボトル	ネット容器	パッカー車	民間業者
その他のプラスチッ ク製容器包装	白色トレイ	ネット容器	パッカー車	民間業者
	プラスチック容器包 装類 （廃プラスチックボトル）	ネット容器	パッカー車	民間業者

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会の意見を拝聴し推進体制を整備していく。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、現行の廃棄物減量等推進委員制度を積極的に活用する。
- ・ 自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を行う。
- ・ 法第18条の事業者による自主回収が推進されるよう、積極的に事業者に働きかけるとともに啓発運動を推進する。